

所得税法第56条を廃止して「私の働き分」を認めて!



所得税法第56条 配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない(要旨)

中小業者は、家族従業者も経営者同然に働いています。しかし、所得税法56条により家族の働き分(給与)は経費と認められていません。家族の働き分は事業主の所得に合算されるため、多くの不利益や差別を受けています。働き分を正當に評価し、家族従業者の人権を保障するために、請願署名にご協力ください。



働き分が認められず、こんなに困っています

社会保障が劣悪。老後は暮せないほど低い年金しか受けられません。休業補償、失業給付、出産休暇、育児休暇、介護休暇などは全てありません。

子どもを保育園に入るとき、所得証明がないので、民生委員の「家業を手伝っている」との証明書をつけなければならない自治体も。

下請け業者の工賃や小売業者のマージンが低く押さえられているのは働き分が反映されていないから。



時代遅れで憲法違反の所得税法第56条!

- 近代税制は個人課税が原則ですが、国は「家族間で給与を支払う慣行がない」と、明治時代の世帯課税に固執。
- 青色申告(所得税法57条)で働き分(給与)は経費にできるといいますが、『税務署長への届出と記帳義務を条件』にした特例で、税務署長の判断ひとつでたちまち取り消されます。
- 人格・人権を認めず、世帯課税を押し付ける所得税法56条は、『憲法13条-個人の尊重、14条-法の下の平等、24条-両性の平等』、男女共同参画社会基本法に反します。



「家族従業員の給与は経費」が世界の流れ 認めていないのは日本だけです

「家族従業者であるかどうかを問わず、正當な給与は事業経費として控除を認める」(アメリカ)など、イギリス、ドイツ、フランス、韓国でも家族の給料を経費と認めています。日本だけ時代遅れ。「先進国」といながら恥ずかしい…。

【所得税法第56条のしくみ】

売上	
事業主の所得 私の働き分 (専従者控除)	営業の経費

どんなに働いても給料は認められず、86万円が控除されるだけ

【諸外国では】

売上		
事業主の所得	私の給料	営業の経費

働いた分に応じ、他の従業員と同様に給料をもらう。(経費として当然)

「貧困と格差を生み、自立妨げる 所得税法第56条は廃止を」と国に意見書

- 全国女性税理士連盟、近畿青年税理士連盟ほか、8つの地方税理士会が、「所得税法第56条廃止を要望する意見書」を国に上げました。
- 「同じ労働に対し、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾。家族従業者の人権保障の基礎を作るためにも所得税法56条は廃止を」と22自治体が意見書を採択しました。

採択した主な県・自治体 高知県、大阪狭山市、岡山・久米南町他9自治体、広島・尾道市、高知・高知市、須崎市、香美市、香南市、四万十市、土佐清水市、四万十町、奈半利町、佐川町 (08年6月現在)